

GLOCOM Review

Volume 12, Number 1 (83)
February 2015

グローバル化するフェアユース

Peter Decherney
城所 岩生・城所 晴美 訳

GLOCOM

Center for Global Communications, International University of Japan
国際大学グローバルコミュニケーション・センター

2015年2月9日発行（第12巻第1号通巻83号）
発行人 庄野次郎 編集人 豊福晋平
発 行 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター

This article has been translated from the English by kind permission of the National Communication Association and reproduced here under the terms of the Creative Commons Attribution-NonCommercial-NoDerivatives (CC BY-NC-ND) License <http://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/>

本稿は著作権を保有する National Communication Association から以下のライセンスを受けて英文原著からの翻訳・再発行がなされました。
Creative Commons Attribution-NonCommercial-NoDerivatives (CC BY-NC-ND) License <http://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/>

本論の原著は、Critical Studies in Media Communication Vol.31:2 (2014) pp.146-152 に掲載された‘Fair Use Goes Global’です。

Original English version available here:
http://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/15295036.2014.921321#.V_Mij6Y1FDcs



グローバル化するフェアユース¹

Peter Decherney²

城所 岩生³・城所 晴美⁴ 訳

目次

1. フェアユースの現在.....	2
2. シリコンバレーの輸出	2
3. マッシュアップの自由	4
4. 何が嫌われるのか？	5
5. GOOGLE 化の善悪	7

あらまし

フェアユースは、過去 150 年間アメリカ合衆国だけが採用する法原則だった。しかし、1990 年代、2000 年代には、フィリピン、イスラエル、韓国の 3ヶ国が米国式のフェアユースを採用した。それ以降、オランダ、カナダ、イギリス、日本、オーストラリアを含む 6ヶ国で、自国の著作権法にフェアユースを取り入れるかどうかを巡る激しい議論が巻き起つたⁱ。フェアユースのグローバル化の理由は何か。イノベーター、学者、立法者はフェアユースの中に何を見ているのか。そして、フェアユースに対する支持・反対を決定づけるものは何か。フェアユースのグローバル化の動きは衰退するのか、あるいは、全世界の知的財産法の領域を席捲するのか、われわれにはわからない。しかし、フェアユースのグローバル化の議論を眺めていると、その初期段階である現時点においてすら、われわれは、技術革新およびオンライン上の表現に対する規制が、デジタルメディアから受けている挑戦についての多くを知ることができる。

キーワード：著作権、フェアユース、グローバル、政策、法律

¹ 「あらまし」の 2 行目で紹介されている 3ヶ国に加えて、台湾、シンガポール、マレーシアの 3ヶ国も採用するなどグローバル化の方向が加速していることから、翻訳することとした。

² Professor of Cinema Studies and English 連絡先 : Peter Decherney, Department of English, University of Pennsylvania, Fisher-Bennett Hall, Room 127, 3340 Walnut Street, Philadelphia, PA 19104, U.S.A. Email: decherney@sas.upenn.edu

³ 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター客員教授、成蹊大学法科大学院講師、米国弁護士（ニューヨーク州、首都ワシントン）Email: kidokoro@gocom.ac.jp

⁴ 米国弁護士（ニューヨーク州、首都ワシントン）Email: kidokoro0828@gmail.com

1. フェアユースの現在

フェアユースとは、ある状況において著作物の無許可での再利用を認める例外のことである。「商業的な利用はすべてフェアユースではない」とか、「教育的な利用はすべてフェアユースだ」という類の神話をよく聞くⁱⁱ。しかし、どちらも真実ではない。「すべての」という言葉で始まるフェアユースに関する文章は、どれもフェアユースに関する誤った考えを代表しているといえよう。フェアユースの一部は広く誤解されている。その理由の一つは、フェアユースが静止していることを拒むからである。特に、1990年代以降フェアユースは劇的に変化した。著作物の再利用に関する判例法は、それまで市場に与える影響を強調していたが、再利用の目的を強調するように転換した。第2巡回区合衆国控訴裁判所のPierre Leval判事は、このようなフェアユースの解釈を、「変容的な利用」(transformative use)と名付けた(Leval, 1990)。それ以来、この呼び名が、一般的に使われるようになった。合衆国最高裁判所は、この変容的な利用テストに基づいて、1994年の*Campbell v Acuff-Rose Music*(510 U.S. 569)判決を下した。これ以後、フェアユースの決定は、引用する著作物の目的や文脈をどの程度変わっているかに依拠する傾向を強めている。

変容的な利用の例として、音楽の公開講義におけるポピュラーソングの抜粋の利用、サーチエンジンの検索結果におけるニュース記事の断片的な抜粋、マイナーな登場人物に焦点をあてるために行うテレビ番組の再編集などがあげられる。これらの例では、引用された作品はすべて新たな目的のために利用されている。ポピュラーソングは、娯楽目的ではなく教育目的に利用され、ニュース記事の抜粋は、ユーザーが最適の情報を得られるように表示されており、さらに、再編成されたテレビ番組は、ポピュラー文化について批評している。これらの利用は、商業的な側面があっても、フェアユースとして認められる可能性が高い。実際、フェアユースについての画期的な判決の多くが商用利用に関連しているが、これは訴訟を提起する動機と資金を持っているのが大企業だからであるⁱⁱⁱ。技術開発の巨人であるGoogleの出現から、動画共有のサイトに数百万人の視聴者を引き付けるファン作成のマッシュアップまで、フェアユースは、インターネット技術、文化、商業の中心的な推進力となっている。そして、多くの国の政策担当者は、自国にフェアユース規定がないために生じたイノベーションのギャップに気づいている。

2. シリコンバレーの輸出

フェアユースの拡大は、StarbucksやLady Gagaのようなグローバルエコノミーにおけるアメリカの輸出品の一つにすぎないのか。英国のDavid Cameron首相のフェアユースに関するスピーチを聞いてみると、これがまたついているように思うかもしれない。

2008年の金融危機発生時に、Cameron政権は英国経済を活性化する政策として、北カリ

フォルニアのシリコンバレーの成功に学ぶ計画を採用した。シリコンバレーはすでに、インドのバンガロール、韓国の大田（テジョン）、中国北京中関村のように「〇〇のシリコンバレー」と自称するいくつかの競争相手を生み出している。Cameron 首相は、東部ロンドンの Shoreditch 地区をこれらの都市に続く英国初の「Silicon Roundabout」にしたいと願った。Cameron 首相は、創造的な階級と都会の再生に関する Richard Florida の著作 (Florida, 2002) の明らかな信奉者であり、Shoreditch にはテックブームに必要不可欠なボヘミア的文化がすでに存在していると指摘した。Cameron 首相は、移民法の改正や、フェアユースを含む必要な政策の全面的な見直しを計画した (Cameron, 2010)。Cameron 首相は、Google はウェブの索引化がフェアユースに依存しているため、英国では起業できなかっただろうと懸念した。「そこでは」と米国を指しながら、Cameron 首相は次のように語った。

米国には、企業が新技術や新サービスを生み出す際に、より多くの融通性を与えると信じられている「フェアユース」規定がある。そのため、本日、私はわれわれの〔知的財産〕法を、インターネットの時代に適合できるかどうか再検討していることを発表することができる。私は、米国に存在するような創造的革新を奨励したい (Cameron, 2010)。

フェアユースは、実際、VCR から iPod、そして、いまだに賛否両論はあるが、デジタルビデオを電話やタブレットに取り込むこと可能にする Slingbox を含め、新しいテクノロジーの創出を可能にしてきた。米国の著作権法がこれらの技術の発展を後押しできたのは、著作権法が Google の著作権法担当の弁護士である Fred von Lohmann のいう「フェアユースというスタートアップ企業の資金」を提供するからである (von Lohmann, 2008)。フェアユースは、イノベーションには既存のテクノロジーに依拠する能力と、メディアを配信し再利用する創造的手段の発見が必要であることを認める。フェアユース産業と著作権関連産業の米国 GDP への貢献をどのように計測するかについては、激しい論争が続いているが (World Property Organization, 2012; Rogers & Szamoszegi, 2010)，フェアユースがまったく新しい産業分野を創出し、既存のメディア関連企業の活動範囲を著しく拡大したことは明らかである。その典型は VCR で、最初はハリウッドの脅威として出現したが、その後、その救世主となった (Decherney, 2012)。

米国以外で、最初にフェアユースを採用したイスラエルと韓国の二ヶ国が、デジタル技術の分野で最も積極的なイノベーターであることは驚くに値しない。イスラエルは「起業国家」とも呼ばれている。人口一人あたりにつき、世界の他のどの国よりも多くのテック関連のスタートアップ企業を生み出しているからである。テキストメッセージ用のプロトコルから集積回路チップのデザインまで、イスラエルで開発された技術に依存せずに携帯電話やコンピュータを使うことはできない。また、Dan Senor と Saul Singer が説明したように、フェアユースは、イスラエルのハイテク企業の多くの組織構造に合致したものもある。イスラエルのテック企業は特に、階級的でなく、下からのイノベーションと協力的な問題解決

を重視している(Senor & Singer, 2009). フェアユースは、関連する協力的な精神(Ethos)を体现している。フェアユースは、少しばかりの許諾なしの再利用は新しいアイディア生成を促し市場全体を拡大するが、許可を前提とする閉鎖的な社会は、権力や資金を持たない新規参入者を阻止する、という考えに基づいている。

韓国もまた、デジタル技術とインターネット政策のイノベーションの先駆者である。韓国政府は、インターネット技術開発を促進するとともに、消費者によるその利用を加速させるために、広範囲の超スピードブロードバンドを構築することによって、テックブームを始動させた。技術革新と利用促進の二つの目標達成に成功したようで、たとえば、最近の調査の一つは、99.6%の若者が5年以上積極的にインターネットを利用している韓国を、世界一の「デジタルネイティブ」とランク付けしている(Pfanner, 2013)。韓国政府は、国民が新しいテクノロジーを装備し、アクセス可能な共有のブロードバンドインフラーコモンズを提供する際、ある程度のインフラを共有しておくことが、イノベーション成功の環境整備になるという期待のもと、フェアユースを採用した。

Cameron 首相の「Silicon Roundabout」スピーチは、英国著作権法において Gowers Review of Intellectual Property (2006) と Hargreaves report (2011) という二つの大規模な研究を生み出した。これらの研究は、結論として、著作権法の大幅な改革を推奨しているものの、フェアユースの採用は、既存の英国法と相容れないとして採用を拒否した。

さらに、Hargreaves report は、「シリコンバレーの成功は、経済地理的要因という他の複雑な問題を別にしても、知的財産法がもたらしたというよりは、ビジネスリスクに対する態度と投資家精神によるものである」として、フェアユースの重要性を過小評価している(Hargreaves, 2011, p.45)。このレポートは、多分、正しいだろうが、単に、英国がシリコンバレーの成功のあらゆる側面を再現できないからといって、成功のレシピの一つを拒否する理由にはならない。Shoreditch はある種の「Silicon Roundabout」になったが、Google や Facebook、その他の米国企業（その多くがフェアユースに大きく依存している）が、そこで支配力を持つようになったのも興味深い事実である。

3. マッシュアップの自由

フェアユースには、ハイテクの発展を促進することに加え、表現の自由や議論を促進してきた長い歴史がある。YouTube や iTunes (Podcast や iTunes U を考えよう)、その他のメディア共有媒体の出現によって、特に明確になった役割である。たとえば、2008年の大統領選挙戦において、Obama-Biden と McCain-Palin 双方のキャンペーンとも、選挙民にリーチし、競争相手に素早く応答するために YouTube を利用したため、ニュース記事やスピーチの抜粋を利用する際には、しばしばフェアユースを持ち出した。McCain-Palin キャンペーンの弁護士は、YouTube への手紙で、著作権者が削除を要求し続けていることに対して不満を表明しながら、キャンペーンのビデオを「典型的なフェアユースの例」として擁護

した(Potter, 2008)。オランダおよび欧州連合の学者や立法者は、より一般的に、フェアユースがないために起こるイノベーションの格差に加え、表現の格差が進みつつある点を懸念し始めている。ヨーロッパ人はフェアユースを無くして YouTube や Vimeo、その他の共有ネットワークで成長しつつある公開討論に十分に参加することができない。知的財産法の専門家である Bernt Hugenholtz は、欧州共同体へのフェアユースの導入に賛同するリーダーの一人である。Hugenholtz は、オンラインで行われている重要な討論に欧州共同体の市民が参加できないことを憂慮している。彼は、われわれが『YouTube で』見るビデオについて、以下のように記している。

それらは、著作権により保護されている作品の創造的なリミックスである。その多くは、笑いや政治批評を目的としている。法律を厳格に適用すると、『ヨーロッパでは』これらは認められない。自由は良いことである。しかし、ヨーロッパには米国のフェアユースのようなオープンな規定がないので、法律に違反せずにこのようなことをすることはできない (Hugenholtz, Chesal, 2012 から引用) .

Hugenholtz は、フェアユースと欧州連合の知的財産の規定を調和させることの難しさを十分認識している。しかし、彼は、「現在の『欧州連合』の知的財産法における柔軟性の欠如は、著作権法が伝統的に保護し、前進させることを目標にしてきた基本的な自由、社会的利益、そして経済的目标を蝕んでいる」と主張する (Hugenholtz & Senftleben, 2011)。

言い換れば、著作権は、創造的な活動を阻止するのではなく、それを推進すべきであり、そして、著作権法は、創造性の新しいモードに適応するために歴史的にアップデートされてきた (Decherney, 2012)。

フェアユースは、テクノロジー関連ビジネスのためのスタートアップ資本を提供するのと同様に、オンライン政治スピーチの重要な発表の場となりつつある表現形態を支えている。自国の市民がこうした対話から取り残されることを望まない政府は、フェアユース標準の発展を真剣に考えなければならない。別の選択肢として、いざれも重要な表現形態であるパロディや YouTube のようなオンラインのプラットフォームに対して、個別の権利制限規定を設ける方法もある。しかし、狭く規定された制限規定を設けることは、政治的に問題が多いことが証明されており、立法化の手続きは、文化的表現のイノベーションに対して遅れる宿命にある。

4. 何が嫌われるのか？

仮に、フェアユースが新しいテクノロジーと創造的な表現を推進するのであれば、フェアユースの何が嫌われるのであろうか。一般的な懸念は、米国のフェアユースが一世紀半以上かけて発展したという事実である。他の判例法と同様に、フェアユースは実例に基づいて構

築されてきたものであるから、フェアユースをまったく利用しない日から、フェアユースを積極的に利用する日へと一日で転換すれば、混迷と混乱を招くだろう。

これが、Motion Picture Association of America（フェアユースの一番のチアリーダーであったことは一度もないが）の懸念で、同協会は、オーストラリア政府がフェアユースの採用を審議した際、公式な声明で政府に警告を発した（Motion Picture Association of America, 2013）。

幸いなことに、すでにフェアユース標準を採用した実例として、イスラエルと韓国の二ヶ国が存在している。われわれが気付いた現象の一つは、多くの場合、各文化に特有の事実によって特有の結論が導かれるとはいえ、米国のフェアユース訴訟が再現されるということである。たとえば、イスラエルでは、フェアユースを主張する著作物の利用には、すべて原著作の帰属者を明記する必要がある。米国のフェアユースには、このような帰属者の明記は必要ではない。帰属者明記のフェアユースの採用は、ヨーロッパ大陸法の著作者人格権（Moral rights）に存在する帰属者明記の権利と学者が回答したり、コメントしたりする際には、その権威の起源を引用するよう主張する、古代ユダヤ文化の解釈上の主張に基づくものである。

韓国のフェアユース訴訟の一つは特に、広く報道された米国の訴訟の再現のように見える。韓国の訴訟では、K-ポップミュージックのビデオのポピュラーなダンスを真似て踊っている息子のビデオを投稿した男性に対して、そのビデオをインターネットから削除するよう求めた音楽会社によるものである。（K-ポップとは、Psyの「Gangham Style」という曲によって国際的に注目を浴びるようになった、韓国のポピュラーミュージックの略称）。このフェアユース訴訟は、ミュージシャン Son Dam-bi の「Crazy」という曲のビデオの中にあり、多くのパロディを生んだ「Chair Dance」を真似た少年に対するものである。少年の父親は、少年の踊りには著作権者による許諾が必要であるとする著作権者の主張の無効確認訴訟を提起した。この訴訟は、プリンスの「Let's Go Crazy」（*Lenz v Universal*）という歌に合わせて踊る少年の YouTube ビデオに対して、米国で提起された訴訟を思い出させるもので、面白いことに歌の題名「Crazy」と「Let's Go Crazy」も類似していた。プリンスの訴訟は現在も継続しているが、これまでのところ、裁判所はこれを明らかにフェアユースであると判断した。韓国の訴訟では、裁判所は原告の主張に強く同意し、「もし、この種のユーザー作成コンテンツ（User Generated Content）のオンライン投稿が禁止されると、表現の自由を不必要に過度に抑制するという結果をもたらす」と、担当裁判官は判決に書いた。さらに、韓国の裁判所は、著作権者に対し「インターネットからの削除によって被った精神的損害」の賠償を少年の父親に支払うよう命じた（Masnick, 2010）。

ここでもフェアユースが、オンライン環境における表現の新しいジャンルの重要なエンジンとなっていることがわかる。さらに、フェアユースを新しく採用した国が、各自の文化的価値を尊重しながら、それぞれのフェアユースモデルを創り出していることがわかる。

5. Google 化の善悪

フェアユースのグローバルな拡散は、金と権力という別の話題を提供するかもしれない。メディア学者の Siva Vaidhyanathan は、「あらゆるもの Google 化」の可能性をわれわれに警告しており (Vaidhyanathan, 2011), フェアユースのグローバルな拡散を、皮肉屋は単に Google によるデジタル世界乗っ取りの新しい前線にすぎないと見るであろう。

Google は、サーチエンジンから YouTube に至るまで、そのビジネスモデルと機能を支えるフェアユースの強力な擁護者である。また、Google は、米国以外の国々の著作権法によって次々に妨害されている(たとえば, Carr, 2012)。これに対処するために、Google は米国内外でロビー活動のためのオフィスを大幅に増強し、Google のロビーストと法律チームは積極的にフェアユース擁護活動を国際的に展開している。Google は、確かに、フェアユースのグローバル化への一つの後ろ盾となっており、彼らのフェアユースへの関心は、明らかに自社の利益のためである。しかし、それは、Google の自社利益が、グローバルな技術的、政治的、商業的、芸術的イノベーションの次の波を支持する政策イニシアチブと合致しているかもしれない。いずれにせよ、われわれは、グローバルなフェアユースの拡散を追跡し、フェアユースを採用する国、拒否する国、そして、コントロールグループである米国にとってのフェアユースの価値を評定できる、稀な機会に恵まれていると言える。

著 Peter Decherney (ピーター・デシェルニー)

ペンシルバニア大学 教授

訳 城所 岩生 (きどころいわお)

国際大学 GLOCOM 客員教授 成蹊大学法科大学院講師 米国弁護士

訳 城所 晴美 (きどころはるみ)

米国弁護士

参考文献

- Cameron, D. (2010, November 4). David Cameron sets out Britain's hi-tech future. *Wired.co.uk.* <http://www.wired.co.uk/news/archive/2010-11/04/david-cameron-silicon-roundabout>
- Campbell v Acuff-Rose Music* (1994) 510 U.S. 569.
- Carr, D. (2012, November 4). Publishers abroad take on Google. *New York Times.* <http://www.nytimes.com/2012/11/05/business/media/google-news-faces-challenges-from-publishers-abroad.html?pagewanted=all>
- Chesal, R. (2012, February 13). Loosen up copyright law, says Dutch government. Radio Netherlands Worldwide.

- <http://www.rnw.nl/english/article/loosen-copyright-law-says-dutch-government>
- Decherney, P. (2012). *Hollywood's copyright wars: From Edison to the internet*. New York, NY: Columbia University Press.
- Florida, R (2002). *The rise of the creative class: And how It's transforming work, leisure, community and everyday life*. New York, NY: Basic Books.
- Gowers, A. (2006). *Gowers review of intellectual property*. London: HM Treasury.
- Hargreaves, I. (2011, May). *Digital opportunity: A review of intellectual property and growth*. London: UK Intellectual Property Office.
- Hugenholtz, P.B, & Senftleben, M. (2011). Fair use in Europe: In Search of flexibilities. Amsterdam: Vrije University Working Paper.
- Lenz v Universal* (2008). 572 F. Supp. 2d 1150.
- Leval, P.N. (1990, March). *Toward a Fair Use Standard*, 103 Harv. L.Rev. 1105, doi:10.2307/1341457
- Masnick, M. (2010, October 13). Korea gets its own dancing baby copyright fight: Says free expression trumps copyright concern. *TechDirt*.
<http://www.techdirt.com/articles/201005/12244211297/korea-gets-its-own-dancing-baby-copyright-fight-says-free-expression-trumps-copy-right-concern.shtml>
- Motion Picture Association of America Inc. (2013, July 30). Submission to the Australian Law Reform Commission.
http://www.alrc.gov.au/sites/default/files/subs/573._org_motion_picture_association_of_america_inc.jul31.pdf
- Pfanner, E. (2013, October 7). Young people are not as digitally native as you Think. *The New York Times, Bits Blog*.
<http://bits.blogs.nytimes.com/2013/10/07/young-people-are-not-as-digitally-native-as-you-hink/>
- Potter, T. (2008, October 13). Letter to Chad Hurley, You Tube.
<http://www.eff.org/files/McCain%20YouTube%20copyright%20letter%2010.13.08.pdf>
- Rogers, T., & Szamoszegi, A. (2010). Fair Use in the U.S. economy: Economic contribution of industries relying on fair use. Washington, DC: Computer & Communications Industry Association.
- Senor, D., & Singer, S. (2009). *Start-up nation: The Story of Israel's economic miracle*. New York, NY: Twelve.
- Vaidhyanathan, S. (2011). *The Googlization of everything (and why we should worry)*. Berkeley: University of California.
- von Lohmann, F. (2008). Fair use and innovation policy. *Berkeley Technology Law Journal*, 23, 829-865.

World Intellectual Property Organization. (2012). Copyright + Creativity = Jobs and Economic Growth.

<http://www.ip-watch.org/weblog/wp-content/uploads/2012/02/WIPO-Copyright-Economic-Contribution-Analysis-2012-FINAL-230-2.pdf>

注釈

i フィリピンはフェアユース標準を持っているが、ほとんど休眠中である。

ii See, for example, discussions of fair use on Quora.com.

iii See, for example, *Suntrust v Houghton Mifflin*, 268 F.3d 1257 (11th Cir. 2001), and *Bill Graham Archives v Dorling Kindersley*, 448 F.3d 605, (2d Cir. 2006).